

第2部 長期ビジョン

- 1 長期ビジョンの策定方針
- 2 目指すべき将来都市像
- 3 まちづくりのテーマ
- 4 人口ビジョン
- 5 土地利用構想
- 6 土地利用構想図
- 7 坂東市土地利用基本計画

1 長期ビジョンの策定方針

近年、少子高齢化の進展による人口減少を始め、地域経済の低迷、予期せぬ災害の頻発など、大きく変化する社会情勢への対応と、地域間競争がますます激しくなる中で、これからの10年、20年後の未来像を、本市に関わる全ての人々が共有し、共感し、着実に築き上げていくことが必要不可欠となってきました。

これまでの既成概念にとらわれない柔軟な発想と、戦略的な観点による行政運営を進めるためには、複雑化・多様化する時代において、市民誰もが共有することができる目標を掲げ、市民と行政の協働によって取り組むことが重要です。

このため、本市の総合計画「ばんどう未来ビジョン」では、これまでの総合計画の概念にとらわれず、20年という長期的な視点で将来を展望し、市民・行政、誰もが共有することができる普遍的な「都市(まち)のあるべき姿」を「長期ビジョン」として平成29年12月に策定しています。

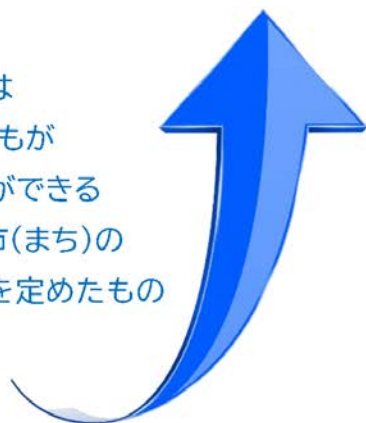
この長期ビジョンは原則として策定時の内容を堅持するものですが、今回の戦略プランの策定に合わせ、現時点における本市の現状や課題、社会経済情勢等を考慮し、必要に応じて補足・修正等の一部改訂を行うものとします。



長期ビジョンのイメージ

令和19年における
都市(まち)のあるべき姿

長期ビジョンは
市民・行政、誰もが
共有することができる
普遍的な「都市(まち)の
あるべき姿」を定めたもの
です。



戦略プラン(第5期)

戦略プラン(第4期)

戦略プラン(第3期)

戦略プラン(第2期)

戦略プラン(第1期)

戦略プランは
長期ビジョンで定めた
目標を実現するため
4年ごとの
計画になります。

2 目指すべき将来都市像

みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市(まち)坂東

長期ビジョンは、平成29年度を始期とし、令和19年度を目標年次とする、20年間の基本構想です。目指すべき将来都市像のフレーズには市民と行政が共有するまちづくりへの想いが込められています。

20年後の未来に向け、持続可能な都市の構築を目指し、魅力あるまちづくりに取り組みます。

みんなでつくる

現代の目まぐるしく変化する社会情勢や新たな市民ニーズに対応し、市民が誇りと愛着を持てる魅力あるまちづくりを推進していくためには、まちづくりの主役である市民一人ひとりが、未来の世代にふるさとを引き継ぐ思いで協働のまちづくりを進めていく必要があります。

将来の本市は、「市民、団体、事業者、行政などすべての人が力を合わせて、地域の課題を解決し、魅力あるまちづくりに取り組んでいる」そのような「みんなでつくる」まちを目指します。

やすらぎ

子育てや介護などの将来の経済的な負担、感染症の脅威など、不安要素やストレスが多い現代社会では、やすらぎが求められます。

将来の本市は、「医療・福祉、子育て環境や防災などが充実し、安全・安心な生活を送ることができる」、「心身ともに快適な環境が確保されている」、「豊かな自然を感じつつ、現代的な生活の中で必要な利便性が確保されている」、「地域の中で、人と人との良好な関係性が築かれている」そのような「やすらぎ」のあるまちを目指します。

生きがい

人口減少や少子高齢化などにより市民一人ひとりの役割が大きくなる中で、若者から高齢者まで、多くの市民が生涯現役で役割をもって活躍できるよう、生きがいのあるまちが求められます。

将来の本市は、「働く場を選択することができ、かつ、生きがいを持って働くことができる」、「地域に誇りと愛着を持ってまちづくりに参加することができる」そのような「生きがい」のあるまちを目指します。

賑わい

本市が更なる発展と飛躍を図るためには、坂東市内外とのひと・もの・情報等の活発な交流により、絶えず対流を創出し続ける必要があります。

地理的優位性や圏央道等の広域道路ネットワークをいかして、基幹産業や農業のより一層の振興による地域経済の好循環を促すとともに、新たな産業の創出により、本市の成長を目指すことも必要です。

そこで、「農商工・産学官の連携や分野の枠を超えてチャレンジできる環境がある」、「中心市街地は人々が集う魅力がある」、「人と地域社会がともに成長し、活力にあふれている」そのような「賑わい」のあるまちを目指します。

都市（まち）

まちづくりの主役である市民一人ひとりが、やすらぎや生きがい、賑わいのあるまちづくりを進める中で、本市の豊かで恵まれた自然環境・農地を更に磨くとともに、都市的土地利用の整序と都市機能の集約化がなされた洗練された「都市(まち)」を目指します。



3 まちづくりのテーマ

長期ビジョンでは、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、目標年次である令和19年においても変わることなく普遍的に大切にすべきことを掲げ、大きな目標に向かってまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで、「みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市（まち） 坂東」を目指すべき将来都市像として設定するとともに、この都市像を実現するために取り組むべき4つのまちづくりのテーマを設定します。このテーマが相互に連携し合うことにより、バランスのとれた都市の姿を維持し、発展することを目指します。

まちづくりのテーマは、本市の現状と特性、今後の見通し等を踏まえた上で、市の施策を推進するための基本的方向性を示すものとして設定します。

将来都市像	みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市（まち） 坂東
■ まちづくりのテーマ	
ひとづくり	「教育のまち」づくりと「活躍人口」の増進
暮らしづくり	「健康長寿のまち」づくりと「支え合い」の増進
都市づくり	「安全・安心のまち」づくりと「魅力度」の増進
仕事づくり	「活力あふれるまち」づくりと「坂東ブランド」の拡充

(子育て・教育・文化・生涯学習など)

- 安心して子どもを産み、育てられるよう、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うことで、子育て世代の満足度を向上させます。また、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。
- 未来を託す子どもたちを、地域全体が見守り、子育てに参加する「オール坂東」で守り育てます。
- 子どもたちの郷土坂東への思いを育み、誇りを持って成長していけるよう、市の歴史・伝統文化や菅生沼の自然などの魅力を最大限にいかした学びの場を創出し、郷土の歴史や文化への興味・関心を高めるとともに、自分の生まれ育った土地への愛着と誇りを持つ子どもたちの育成に取り組めます。
- 国際化や高度情報化などに対応できるよう、多様な教育環境の充実を図ることで、新たな時代に活躍できる確かな学力を育てます。
- 豊かな心と健やかな体を育成することで、子どもたちの生きる力を育てる「教育のまち」づくりに取り組めます。
- まちづくりは、「ひと」が財産であるため、若者によるまちづくりへの参画を進めるとともに、リーダーとなる人材の発掘、育成を図ることで、地域の中で多くの人たちが活躍できるよう、「活躍人口」の増進を目指します。



安心して妊娠・出産・子育てでできる環境づくりのため、子どもとその保護者を対象にしたサポートや親同士の交流の場の提供、祝い金の支給などの事業を行っています。



体育館にエアコンを整備し、夏季の熱中症対策や、避難所としての活用にも配慮します。今後、全ての小中学校体育館に段階的に設置していく予定です。

(健康・医療・福祉・市民協働など)

- みんなが健康に、安心して暮らしていけるよう、健康づくりに積極的に取り組むことで、生活習慣病の発症や重症化を予防します。
- 医療・地域・市民・行政などが、みんなで地域医療を守り、充実することで「健康長寿のまち」の実現を目指します。
- 高齢者が、地域の中で、いつまでも生きがいを持ち、楽しく暮らしていけるよう、家族や地域、医療などが連携して、介護予防や自立支援、活躍の場づくり等の更なる充実に取り組みます。
- 市民の日常生活を支えるため、コミュニティや市民活動を活発化することで、地域全体がやさしさと笑顔にあふれた、地域の「支え合い」の増進を目指します。
- 豊かな自然環境の中で、のびのびと子育てや余暇を楽しむことができる、やすらぎのある暮らしの実現を目指します。
- 地域社会の多様化が進む中、性別・年齢・障がい及び国籍等の違いにより差別されることがない社会の実現を図ります。



敬老会は、長年にわたり地域社会の進展に貢献してきたことに敬意を表し、これをお祝いするために、毎年敬老の日を開催しています。

当日は、式典やアトラクション、お楽しみ抽選会などが行われ、地域交流の場として大変賑わっています。



市内42カ所の公民館や公共施設等を中心に、地域の身近な場所を移動販売車（軽自動車）が巡回し、市民の皆様のお買い物を支援しています。買い物をすることの楽しさを感じていただくとともに、近隣の方との会話やコミュニティの場としてもご利用ください。

(都市基盤・安全対策・環境など)

- コンパクトなまちづくりを軸として、強靱で利便性の高い都市基盤づくりの推進と社会資本の維持・管理に取り組みます。あわせて、本市の豊かな自然環境を積極的に保全することで、自然環境と都市機能が調和したまちづくりに取り組みます。
- 近年、多発し激甚化する地震、集中豪雨などの大規模災害や、多様化する犯罪や事件等に対し、誰もが安心して快適に暮らしていけるよう、市民の生命や財産を守るための防災・防犯対策や消防・救急体制等を充実させます。あわせて、生活環境の安全性・利便性がより向上した質の高い都市づくりを進めるため、新エネルギーや様々な最先端技術を適切に取り込むことで、「安全・安心のまち」の実現を目指します。
- 都心から50km圏という地理的優位性と圏央道などの道路ネットワークをいかして、子育て世帯の本市への移住を進めたり、二地域居住※などの多様なライフスタイルに柔軟に対応することで、都市を支える「ひと」の確保を図ります。
- 市民がまちに対して誇りを持つ、いわゆるシビックプライドの醸成を図るとともに、シティプロモーション※に取り組むことで都市(まち)の「魅力度」の向上を目指します。



地域防災力の維持・向上による
安全・安心なまちを作ります。

(産業・農業・雇用など)

- みんなが元気に、活力と賑わいを生み出せるよう、利根川沿いの肥沃な大地でつくられる米や生鮮野菜、さし茶などの豊かな農産物や特産品をいかすことで、競争力の高い農業を目指します。あわせて、商業、工業等と連携を図ることで農業の6次産業化※や、観光交流への活用を進めることで、様々な分野で「坂東ブランド」の拡充により地域経済の活性化を図ります。
- やる気のある就農者、後継者や起業家に対しては、関係機関等と連携して、積極的に支援します。また、最先端技術の活用など、事業の承継や高度化に対する支援に取り組みます。
- 圏央道坂東ICの交通利便性をいかして、企業誘致を積極的に進めます。また、新産業の創出や多様な働き方の支援、高齢者の培ってきたスキルやノウハウを発揮できる就業機会の確保及び若者がチャレンジできる就業環境づくりに取り組むことで、「活力あふれるまち」づくりを目指します。
- 本市の豊かな自然環境や、都心から50km圏という地理的優位性をいかし、移住や定住の促進を図ります。
- 菅生沼などの豊かな自然や史跡、ミュージアムパーク茨城県自然博物館や観光交流センター「秀緑」などの文化体験施設、坂東将門の里、圏央道によるアクセスの向上をいかした事業(坂東PAハイウェイ・オアシス※)など、様々な資源を融合させて新たな付加価値を生み出すことで、観光交流などによる地域の活性化と賑わいの創出を目指します。



令和7年4月18日に坂東市産業
経済交流施設「坂東将門の里」
がオープンしました。



県施行による「フロンティア
パーク坂東」工業団地造成工事が
進められているところです。

4 人口ビジョン

(1) 人口ビジョンとは

人口ビジョン※とは、平成26年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、人口の現状分析や課題把握を行い、長期的な視点で人口を展望するもので、将来の目標人口を定めたものです。

国では、国の長期ビジョンや「地方創生2.0※基本構想(令和7年6月閣議決定)」で示された展望及び目標を達成するため、具体的な施策や指標を定めた「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～(令和7年12月に閣議決定)」を策定しています。

本市の人口ビジョンは、目標年次を令和52年として見直し・改定を行い、将来人口推移における大きな展望を示すものです。

(2) 将来人口の推計

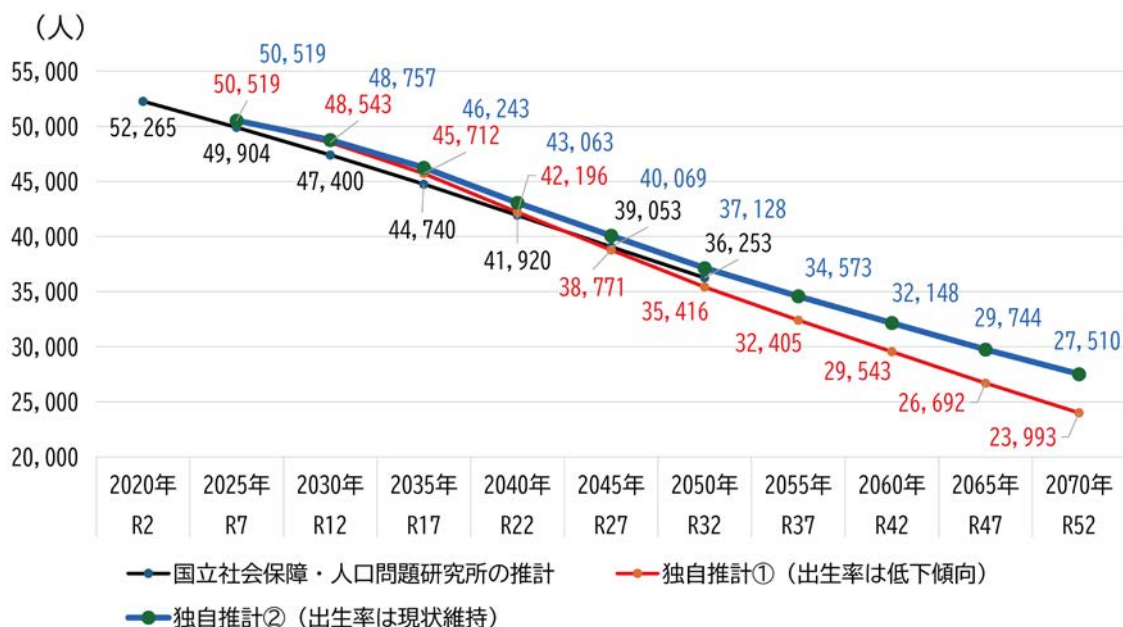
国立社会保障・人口問題研究所※(以下「社人研」という。))の「将来推計人口(令和5年推計)」によると、令和52年の国の総人口は約8,700万人まで減少すると推計されています。

本市の将来人口については、社人研の推計によると、令和32年には36,253人まで減少すると見込まれています。

また、合計特殊出生率※が低下している現在の傾向をもとに、常住人口で推計した場合(独自推計①)では、本計画の目標年次である令和19年には約44,351人、令和52年には23,993人になると推計されます。

一方、合計特殊出生率が各種施策の効果により、現状に近い値で推移が可能となる場合(独自推計②)は、本計画の目標年次である令和19年には約45,017人、令和52年には27,510人になると推計されます。

坂東市の将来人口(推計)

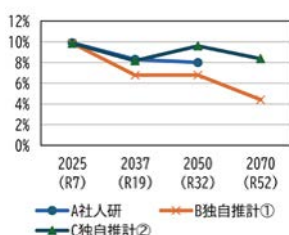


なお、将来人口推計結果をもとに、主要年度における本市の年齢層別に占める人口割合を推計しました。独自推計では、現在の出生率が維持される場合と、少子化がより進展する場合を試算しました。この結果を比較した場合、人口割合が大きく変化し、特に15歳未満の年少人口※においては令和52年に約2倍の差となることが予想されます。

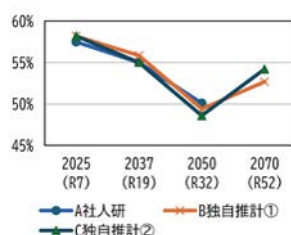
人口推移と将来人口（独自推計①・②）

	2025 (R7)			2037 (R19)			2050 (R32)			2070 (R52)		
	A 社人研	B 独自推計① (現在の出生率の維持)	C 独自推計② (出生率の少子化傾向が継続)	A 社人研	B 独自推計① (現在の出生率の維持)	C 独自推計② (出生率の少子化傾向が継続)	A 社人研	B 独自推計① (現在の出生率の維持)	C 独自推計② (出生率の少子化傾向が継続)	A 社人研	B 独自推計① (現在の出生率の維持)	C 独自推計② (出生率の少子化傾向が継続)
年少人口 (0～14歳)	9.9%	9.9%	9.9%	8.3%	6.8%	8.2%	8.0%	6.8%	9.6%		4.4%	8.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	57.5%	58.2%	58.2%	55.0%	55.8%	55.0%	50.1%	49.4%	48.6%		52.7%	54.2%
老年人口 (65歳以上)	32.0%	31.9%	31.9%	35.7%	37.4%	36.8%	41.9%	43.8%	41.8%		42.9%	37.4%

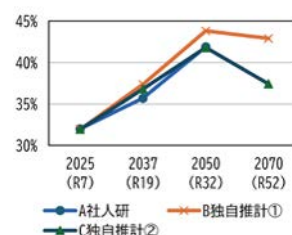
年少人口比率の推移



生産年齢人口比率の推移



老年人口※比率の推移



人口推移と将来人口（独自推計②）

(単位: 人・%)

	1980 (S55) 年		2000 (H12) 年		2025 (R7) 年		2037 (R19) 年	
年少人口 (0～14歳)	13,627	24.7%	9,036	15.4%	4,978	9.9%	3,677	8.2%
生産年齢人口 (15～64歳)	36,244	65.7%	39,181	66.9%	29,402	58.2%	24,769	55.0%
老年人口 (65歳以上)	5,333	9.7%	10,310	17.6%	16,139	31.9%	16,571	36.8%

(3) 将来人口の目標

社人研の推計によると、「ばんどう未来ビジョン長期ビジョン」の目標年次となる令和19年時点の本市の人口は43,612人と推計されており、本市の独自推計②(出生率現状維持)では、約45,017人となっています。

今後も、結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援体制の強化等により出生数の増加を目指すとともに、「職住近接のまちづくり」として、新たな工業団地の整備効果を生かして企業誘致の推進等を進め、産業の振興と安定した雇用の創出、安全・安心で利便性の高い都市基盤の整備、本市の魅力発信等に積極的に取り組んでいくことで、転出の抑制やU・Iターン※による人口流入を促進し、本計画の目標年次である令和19年時点で人口約47,000人を目指します。

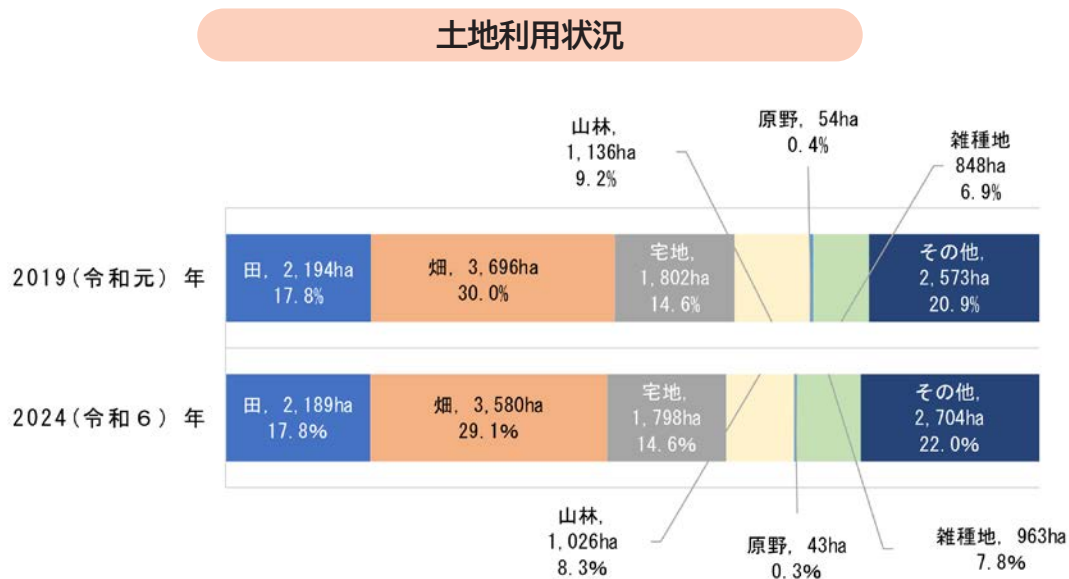
【将来人口の目標】
2037(令和19)年
約47,000人

5 土地利用構想

(1) 現況と課題

① 土地利用の現況

本市の土地利用は、市域面積123.03km²(12,303ha)のうち、田畑が約半分を占め、山林が8.3%で、宅地は14.6%となっています。近年、畑や山林は減少し、雑種地※とその他の土地は増加傾向にあります。



資料:課税課「固定資産概要調書」より作成 各年1月1日現在



② 土地利用、まちづくりの課題

ア) 人口減少や環境に配慮したコンパクトなまちづくり

近年、自治体の財政状況はますます厳しさを増しており、既存施設の維持や新たな投資が困難になりつつあることから、将来の人口減少も踏まえた、コンパクトなまちづくりによる効率的な都市基盤への投資と公共交通網の一体的な整備が必要となっています。

また、都市化が進む一方で、自然環境や農地が少しずつ減少しています。先人から受け継がれてきた坂東の自然豊かな環境と肥沃な農地を後世に伝えていくために、環境に配慮した、バランスのとれた都市づくりが求められています。

イ) 地域固有の資源をいかす拠点づくり

本市は、坂東太郎の異名を持つ雄大な利根川とその支流が流れ、市南東部には県内最大規模の環境保全地域であり、首都圏でも希少な自然観察の拠点である菅生沼を有する、水辺に育まれた緑豊かなまちです。山林には、ウグイスをはじめとする多様な野鳥や生物が生息しています。

また、本市は、平将門公に関する史跡が市内に点在する、歴史や文化の豊かなまちです。これらの地域資源※を歴史・文化の発信拠点として活用し、地域住民の交流や、首都圏からの来訪者との交流・対流を積極的に生み出すことが必要です。

ウ) 交通網や位置特性をいかす拠点づくり

平成29年2月に開通した圏央道坂東ICにより、近隣都市や首都圏の主要都市・成田方面へのアクセスが向上し、ひと・もの・金・情報の新たな流れが生まれることが期待されます。

今後は、恵まれた立地条件や新たな広域交通体系をいかして、工業団地などの産業拠点の充実や、ハイウェイ・オアシスなどの地域活性化拠点の整備及び周辺土地利用の推進、中心市街地の活性化など地域経済の活性化に取り組み、雇用環境の向上や、移住・定住促進につなげていくことが必要です。

また、既存の観光施設や、肥沃な大地でつくられる特産品・食材などを磨いて、首都圏や周辺都市との観光交流を促進する拠点づくりが必要です。

今後は、首都圏の更なる成長・発展に対して、良好な住環境の実現や東京の都市機能の分散に貢献するとともに、首都圏を防災・減災の面から支えるため、東京の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えることが期待されることから、東京都心と茨城県西・南部地域とのアクセスを改善する主要地方道つくば野田線(芽吹大橋を含む)の4車線化の早期実現や、(仮称)茨城県西縦断道路※の建設促進及び東京直結鉄道※(地下鉄8号線)の誘致促進が必要です。

エ) 市民協働によるまちづくり

多様化する社会ニーズへの対応、社会経済の成熟化、行政コストの抑制等を勘案すると、今後のまちづくりは、行政だけが取り組むのではなく、市民・企業・行政などがお互いに補完し合い、分担しながら進めていくことが必要であるとともに、官民協働型のエリアマネジメント取組も期待されます。市民自らが連携して、主体的に地域の課題解決に取り組む場を拡充し、参画と協働による、柔軟で住みよい地域づくりの実現を図ることが必要です。

オ) 後継者難や、農地転用に関する課題への対応

近年、農業の後継者が確保できず、耕作放棄地となってしまう農地が多くなっています。また、耕作放棄地を中心に、無秩序な土地利用が急増しているため、水田や畑などの土地利用が農地以外へ転換してしまうケースや相談が多くなっています。

このため、農業後継者の確保と、耕作放棄地の適正な活用、地域環境と調和した保全が求められています。

(2) 土地利用構想

都心から50km圏という恵まれた地理的優位性と本市に存在する豊かな自然環境、歴史・文化資源などの魅力とポテンシャルを最大限に輝かせ、緑豊かで快適なライフスタイルを可能にする基盤づくりとともに、首都圏や周辺都市との活発な交流・対流を生みだし、社会変化に寛容で柔軟なバランスの良い、人が輝く都市づくりを目指します。

① ゾーンの方針

ア) 市街地ゾーン

現在の市街地を基本として都市的土地利用を集約するゾーンを「市街地ゾーン」として位置付け、生活基盤の整った快適な市街地の形成や賑わいのある中心市街地づくりを進めます。

イ) 保全ゾーン

農地、林地、池沼・河川などは、自然や田園などの土地利用を保全するゾーンを「保全ゾーン」として位置付け、自然環境の保全・活用とともに、農業環境の保全と活用を図ります。

② 拠点の方針

ア) 産業拠点

既存の工業団地や茨城県施行によるフロンティアパーク坂東、工業集積地を「産業拠点」として位置付け、産業環境の整備・充実に取り組むとともに、積極的な企業誘致を進め、本市の活力の向上を図ります。

イ) 地域活性化拠点

圏央道坂東IC周辺を「地域活性化拠点」として位置付け、圏央道や県道バイパス等からの交通利便性を活かした複合的な市街地として、坂東PAハイウェイ・オアシス※と連携した多様な土地利用や施設立地を誘導し、地域活性化や利便性向上を図ります。

ウ) 観光交流拠点

ミュージアムパーク茨城県自然博物館周辺、観光交流センター「秀緑」のある中心市街地、平将門公の関連史跡群、坂東将門の里などを「観光交流拠点」として位置付け、圏央道などを利用し訪れた人が市内を回遊する拠点として、観光交流機能の充実や新たな展開を図ります。

エ) 緑の拠点

菅生沼周辺、八坂公園周辺、茨城県立さしま少年自然の家、逆井城跡公園・前山公園などを「緑の拠点」として位置付け、親水空間や樹林地の保全・活用を図ります。

③ 骨格軸の方針

ア) 広域連携軸

圏央道、国道354号を「広域連携軸」として位置付け、首都圏や主要都市とのひと・もの・情報等の活発な交流・連携を生み出す骨格軸として、産業拠点の配置など積極的な活用を図ります。

イ) 都市間連携軸

主要地方道・県道などを「都市間連携軸」として位置付け、広域連携軸を補完し、近隣都市との連携機能を果たす軸として、市民や企業などの円滑な交通の促進を図ります。

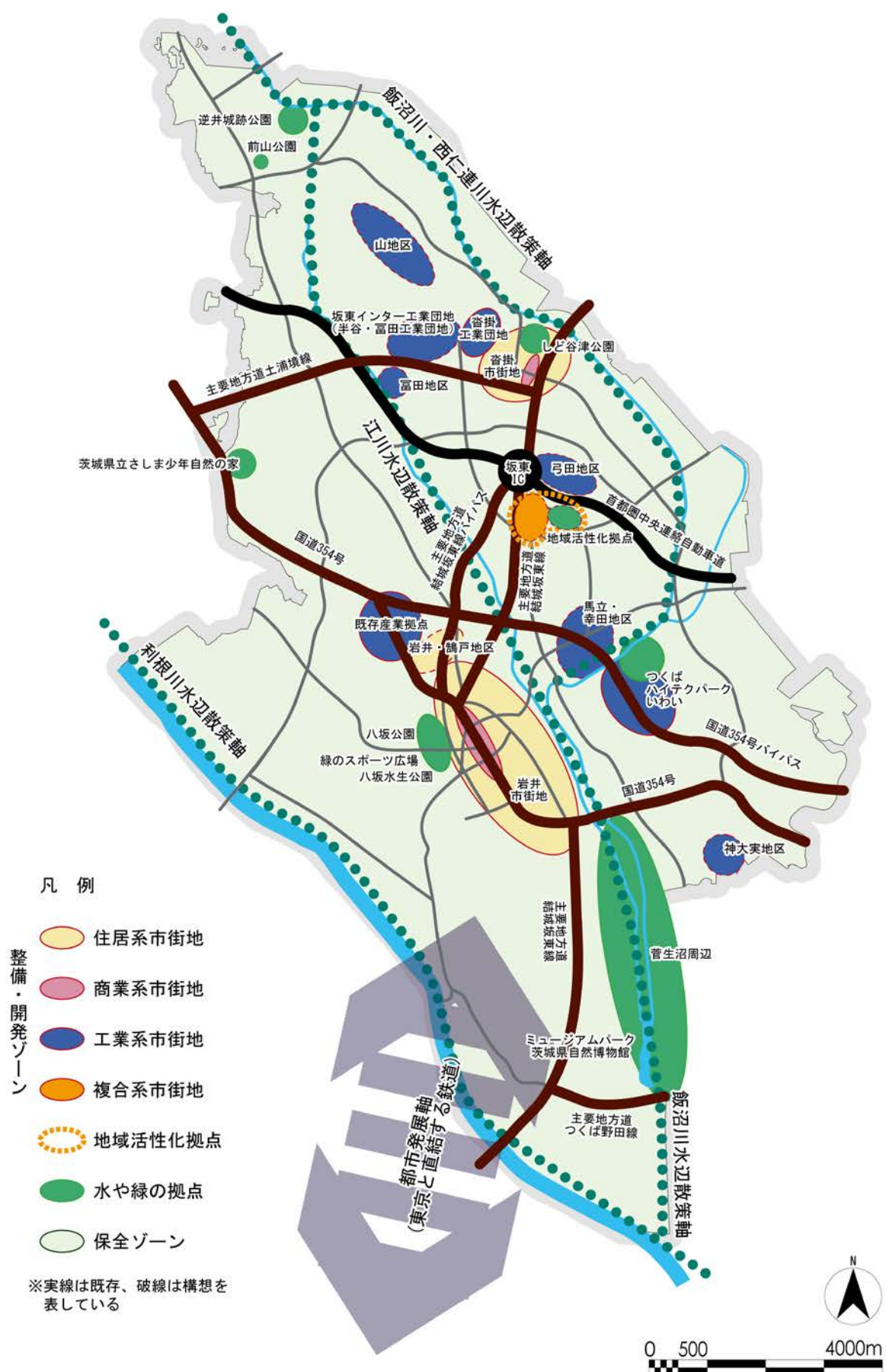
ウ) 水辺散策軸

市域を流れる利根川、飯沼川、西仁連川、江川を「水辺散策軸」として位置付け、水と緑に触れ合える回遊性のある空間の形成を図ります。

エ) 都市発展軸

東京と直結する鉄道の誘致実現に向けて、関係自治体・関係団体と連携して、取り組めます。

6 土地利用構想図



7 坂東市土地利用基本計画

本市における適切かつ合理的な土地利用を図るため、以下のとおり、土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）を定めます。なお、都道府県における基本計画については、国土利用計画法※第9条の規定に基づき策定するものですが、市区町村については特段の定めがないため、任意計画（法規制に際する直接的な根拠ではなく、土地利用施策に係る総合的な目安）として、作成するものです。

本市の基本計画については、国土利用計画法に基づく五地域区分のうち、本市に存在しない自然公園地域を除く区分における土地利用の原則について定めることとします。

なお、この土地利用の原則については、令和7年3月に茨城県が策定した茨城県土地利用基本計画の内容を準用、踏襲し、本市独自の事情を加え、以下のとおりとします。

（1）都市地域 【都市計画法に基づく都市計画区域】

細区分 市街化区域及び用途地域、市街化調整区域

- ・人口減少社会に対応した集約型土地利用に向け、立地適正化計画に基づく中長期的な視点での都市機能居住の誘導、集約と地域間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図ります。
- ・低未利用土地や空き家等については、発生の抑止や適切な管理を推進するとともに、利活用についても地域環境と調和した、秩序ある土地利用を促します。
- ・防災・減災のための施設整備に加え、平時から事前防災・事前復興の観点からの各種施策や地域づくりを推進します。

（2）農業地域 【農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域】

細区分 農用地区域、その他の農地

- ・農用地はその保全と有効利用を図り、農業生産のほか多面的機能を発揮します。
- ・荒廃農地の増加や周辺環境と乖離した用途の抑止を図るとともに、再生利用や優良農地の確保、農地の集積・集約化を推進します。
- ・農用地区域において新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備します。

（3）森林地域 【森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林】

細区分 保安林、その他

- ・森林を適正に管理することにより、森林資源の維持、水源のかん養、災害の防止、カーボンニュートラル※への寄与等、森林が有する公益的機能を発揮できるよう努めます。
- ・多様な動植物が生息・生育する森林は、生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用に向け、適正な維持と自然環境の保全を図ります。
- ・森林が地域の景観の維持保全、地域の穏やかな気候等に果たす重要な役割を勘案し、これと乖離した用途での利活用について、抑制を図ります。

（４）自然公園地域 〔自然公園法に基づく自然公園地域等〕

細区分 本市においては、現時点で設定ありません。

（５）自然保全地域 〔自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等〕

細区分 普通地区（菅生沼）

・原則として土地の利用目的を変更しないものとします。

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針については、茨城県が定める基本計画に準じるものとします。

